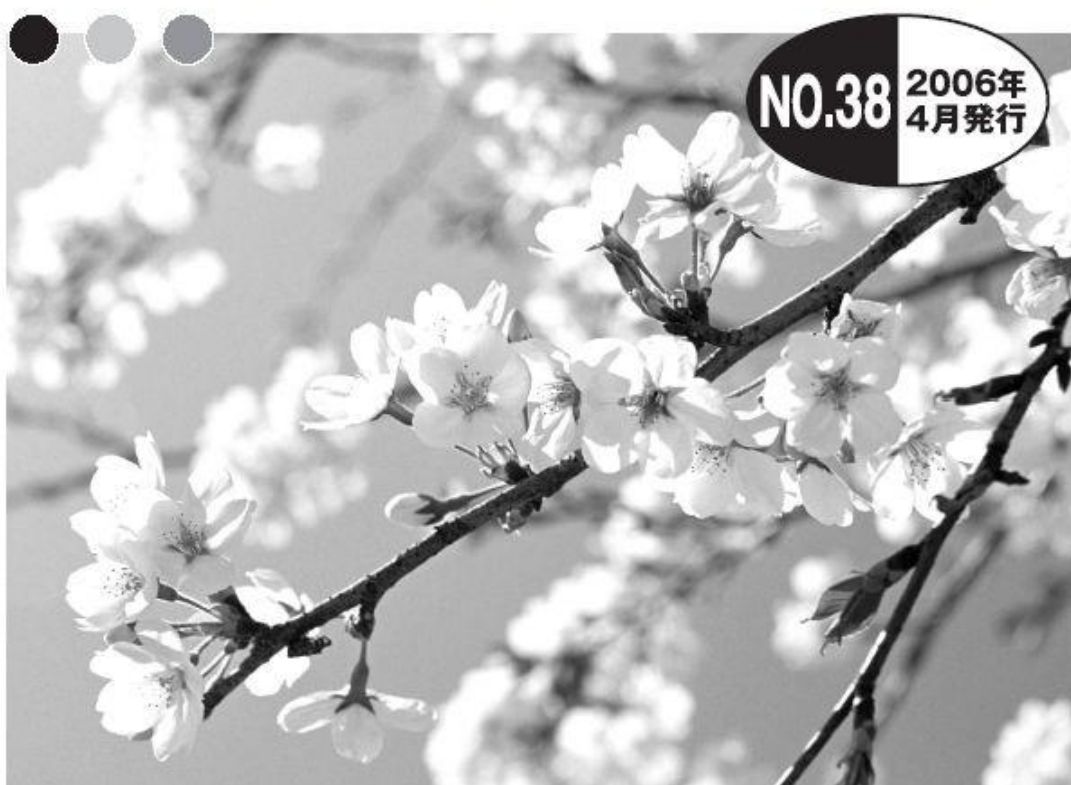




[医療法人溪仁会 西円山病院 広報誌]

にしまるやま通信

NISHIMAYAMA TSUSHIN NISHIMAYAMA TSUSHIN NISHIMAYAMA TSUSHIN NISHIMAYAMA TSUSHIN



- 認知症高齢者とのおつきあい ● 介護保険制度改正
- 障害者自立支援法 ● 医療福祉課紹介
- 自宅でも出来る環境取り組み

****西円山病院 外来のご案内****

■診療科目	内科・リハビリテーション科・神経内科・歯科
■診療	午前9:00～12:00 午後2:00～4:00
■休診	土曜日・日曜日・祝日

認知症高齢者とのおつきあい

皆さんは、日常生活の中でちょっとしたことが思い出せない、知っている人なのに名前が出てこない…といった経験することはありますか？何かのきっかけで思い出すことが多いのですが、思い出すまではイライラしたり、何ともいえず落ちつかない気持ちになったりするのではないのでしょうか。認知症の方は、このようなストレスを常にかかえて生活することになります。一般的に、「わからない」という状態はとても不安なことですが、自分がどこにいるのかわからない、知っている人が誰もいないという状態が頻繁にあると、不安な気持ちは癒されることがないでしょう。認知症の方はストレスに対する抵抗力が弱まっているので、ちょっとした刺激や何気ないひとことが非常に気にさわる場合があります。

認知症になって記憶ができなくなっても、悲しい、さびしい、嫌だ、うれしい、楽しいといった感情は、かなり末期まで失われることはありません。ご本人が伝えることができる以上に理解していると言われるます。

認知症高齢者は「大きな子ども」ではありません。その方のそれまでの暮らし、歩んでこられた歳月に敬意をはらうことから、ケアがはじまります。子ども扱いするような接し方は、認知症高齢者のプライドを傷つけ、不安、緊張、不満、怒り、恐れなどの感情をかりたてて、さまざまな行動障害を引き起こすことがあります。

認知症という病気は、ご本人だけではなくご家族をも巻き込んでいきます。ケアをするご家族が孤立しないように、周囲のあたたかい理解と支援は不可欠です。

看護師 森林 朋英



平成18年4月より介護保険制度が改正されます。

1. 予防重視型システムへの転換

今回の改正の最大のポイントはこの介護予防です。介護保険法の基本理念である「自立支援」を徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について「新予防給付」が創設されました。

下表の要支援1、要支援2が新予防給付による介護予防の対象となります。現行の要支援は要支援1に、要介護1のうち認知症やケガ、病気で心身の状態が不安定な人は要介護1、そのほかは要支援2に分けられます。新予防給付は「状態の維持・改善を目指す」サービスと位置づけられています。このため、受けられる条件が厳しくなったり、サービス量が減るケースもあります。

※詳しいことは担当ケアマネージャーもしくは地域包括支援センターにお問い合わせください。



2. 施設給付の見直し

居住費・食費が保険給付の対象外になります。また、低所得者の負担軽減を図る観点から新たな補足的給付が創設されます。(※平成17年10月から施行されています。)

施行日前に介護保険三施設に入所しており、施行日以降に新予防給付の対象となった場合には、平成20年度末までの3年間は引き続き入所対象となります。

3. 新たなサービス体系の確立

できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、夜間対応型訪問介護など「地域密着型サービス」が創設されます。また、地域における総合的な総合窓口として「地域包括支援センター」が創設されます。

4. サービスの質の確保・向上

利用者が適切に介護サービスを選択できるよう情報開示の徹底、事業者規制の見直しを行います。また、ケアマネジメントの適正化を図るため、ケアマネージャー資格の更新制の導入や担当件数の見直しが行われます。

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の見直し、要介護認定の見直し、保険者機能の強化が行われます。

障害者自立支援法

平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されます。これは下記のように身体・知的・精神・児童(障害児)をあわせての法律であり、何らかの障害のある方が自立して生活できるように支援するためのものになります。



自己負担については従来の所得や収入に応じた「応能負担」からサービスの量に応じた「応益負担」へ変わります。尚、収入や所得に応じて負担の上限額が決められており、無制限に負担が大きくなるようになっていません。 ※ご不明・詳細につきましては最寄の市区町村役場の担当窓口へお尋ね下さい。

	支援費制度(旧)	障害者自立支援法(新)
負担の仕組み	・ 所得、収入に応じた応能負担	サービスの量に応じた定率負担 (負担能力に応じ、上限や軽減措置あり)
扶養義務者の負担	・ 世帯、生計を一にする配偶者又は所得に応じた利用者負担	・ 不要義務者の利用者負担を廃止
入所施設の自己負担	〈身体障害者〉 ・ 医療費、特定日常生活費(被服、日用品費等)は自己負担 〈知的障害者〉(更生施設・授産施設) ・ 個人の嗜好によるもの以外は自己負担なし(医療費等の自己負担分は公費負担)	〈共通〉 ・ 医療費、食事、被服費、日用品費は自己負担に統一 (負担能力に応じた負担軽減措置を導入)

医療福祉課のご紹介

医療福祉課は東棟4階に10名のMSWと1名の事務員、
 デイケアに1名のMSWの計12名の体制です。

主な業務は相談援助業務の他にボランティア事務局、
 患者・家族会事務局、入退院の調整、地域関連機関との連
 絡調整など幅広いものです。

医療と福祉が大きく変化する時代、質の高い安心して
 頂けるかわりを目指しています。よろしくお願いた
 します。



環境への取組み～

ECO NEWS



QMS EMS
 ISO 9001:2000
 ISO 14001:2004
 JSAQ 1001, JSAE 756



QMS EMS
 Accreditation
 R001,REG05

～自宅でも出来る環境取組み～

一般的に環境問題を考えると、地球規模の事をイメージしますが、私達一人一人の日常生活そのものが
 環境影響に密接に関連していることは明確な事実であります。今回は、今すぐ家庭でも、会社でも出来る環
 境取組みにつきまして、コストも含めて、ご紹介させていただきますので、少しでも多くの皆様に実践して頂
 ける事を強く念願し掲載いたします。

- ① ストープの使用時間を、1日1時間減らすと……………年間2,500円節約・40kg-CO2削減
- ② 食器洗浄機の設定温度を、40℃から30℃に下げると…年間3,200円節約・20kg-CO2削減
- ③ 車のアイドリングを、1日5分止めると……………年間2,600円節約・16kg-CO2削減
- ④ テレビをつける時間を、1日1時間減らすと……………年間1,300円節約・6kg-CO2削減

その他参考までに、一般的に水道の蛇口から出る水量は、思ったより多く、食器を洗う際に、出しっ放し
 で洗うと、実に110リッターを使いますが、ボール等に溜めて洗えば、20リッターで済む事になります。
 これらのように、ちょっとした一人一人の取組み、配慮が地球全体の環境保全へと繋がります。
 私達にできる事は、すぐ側にあたり、すぐ側に潜んでいるのでは？…

編集後記

春になると、何時間でも眠れてしまう私。

陽気な天気の日には、気分まで軽やかになりますね。

新年度を迎え、今まで以上に気を引き締めていこうと思います(T・M)。



すべての
お問い合わせは

郵便

〒064-8557
 札幌市中央区円山西町4丁目7-25
 西円山病院 医療福祉課内
 広報誌「にしまるやま通信」編集事務局

お気軽にお問い合わせ下さい!

電話 (011) 644-1380
 FAX (011) 642-4347

● 無料送迎バスのご案内 ●

(平成14年12月)

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
地下鉄駅発	55	35	15	10		10	30		*00	*50	*30	*10	*30	*35
				50					*40			*50		
西円山病院発		15	50	30	10		10	40	20	30	10	30	05	25
		55			50						50			

※のバスは地下鉄円山公園駅⑤番出口出発、その他はすべて①番出口となります。